

様式第3号(第8条関係)

「史跡岩宿保存活用計画（案）について」パブリックコメントの結果

☆意見等の募集期間： 令和2年11月10日～令和2年12月10日

☆意見等の受付件数： 1人 1件

(提出方法の内訳：郵便等 0人、ファクシミリ 0人、電子メール 1人、持参 0人)

1 ご提出いただいた意見等を内容により整理し、意見等の概要を掲載します。

(1) 史跡岩宿遺跡保存活用計画（案）についての意見

| 番号 | ご提出いただいた意見等の概要 | 市の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 非常に学術的のみな印象です。市民の共感を得るには、存在意義と付加価値が必要です。地味な遺跡施設をテーマパークのような環境やアウトドア関連事業（キャンプ場やオートキャンプ）として活用し、様々なメディアを活用して情報拡散すれば、県内外から多くのユーザーが訪れる場所になる可能性があると思います。 | 岩宿遺跡は、国指定史跡という性格上、活用について厳しい制限が設けられております。いただいたご意見のような活用は難しいですが、情報発信についてはご意見を参考にさせていただき、みどり市民の誇れる遺跡として未永く保存活用していけるように努めてまいります。 |

☆問い合わせ先： 教育部文化財課 TEL：0277-76-1933

FAX：0277-76-1703

電子メール：bunkazai@city.midori.gunma.jp